

再エネ発電設備等の系統連系に関する留意事項等について

(低圧連系は除く)

東北電力株式会社

## 1. 検討結果の位置づけ

事前相談および接続検討における検討結果の位置づけは、次のとおりです。

### (1) 事前相談について

- ・電圧変動等を考慮しない簡易な検討による当社電力系統の空き容量の有無等を回答しています。  
⇒ 事前相談後に実施する接続検討の結果、当社電力系統の空き容量が変更となる場合やその他の事由により、お申込みいただいた受電電力による系統連系ができないことがあります。
- ・検討時点での当社電力系統状況等にもとづき、検討結果を回答しています。  
⇒ 同一の当社電力系統に他のお客さまから系統連系のお申込みがあった場合※1、電気の需要変動で当社電力系統の状況が変化した場合等の理由により、事前相談にて当社からお客さまへ回答した時点の当社電力系統の空き容量等について変更が生じ、お申込みいただいた受電電力の一部または全量の系統連系ができなくなることがありますので、あらかじめご注意ください。  
なお、このような場合、対策工事を実施することで系統連系が可能となる場合がありますが、一般的には工事費が高額となり工期も長くなります。
- ・事前相談時点での当社からの回答は、**将来の連系容量や接続枠等を保証するものではありません。**

### (2) 接続検討について

- ・電圧変動等を考慮した詳細な検討による連系可否等を回答しています。
- ・事前相談と同様に検討時点での当社電力系統状況等にもとづき、検討結果を回答しています。  
⇒ 同一の当社電力系統に他のお客さまから系統連系のお申込みがあった場合※1、電気の需要変動で当社電力系統の状況が変化した場合等の理由により、接続検討にて当社からお客さまへ回答した時点の当社電力系統の空き容量等について変更が生じ、お申込みいただいた受電電力の一部または全量の系統連系ができなくなることがありますので、あらかじめご注意ください。  
なお、このような場合、対策工事を実施することで系統連系が可能となる場合がありますが、一般的には工事費が高額となり工期も長くなります。
- ・接続検討時点での当社からの回答は、**将来の連系容量や接続枠等を保証するものではありません。**

※1 **事前相談および接続検討時点における当社からの回答は、接続枠が確定していない他のお客さまの発電設備の系統連系を考慮しておりません。**

例えば、空き容量が1 MWの当社電力系統に、同時または前後して0.5 MWの事前相談と1 MWの接続検討のお申込みがあった場合（同一のお客さまによるお申込みの場合を含む）、いずれのお申込みにも空き容量がある旨を回答しています。これは、接続枠が確定していない発電設備の系統連系にかかる送電容量を確保することにより、他のお客さまの発電設備の系統連系の空き容量等が減少してしまうことを防止するためです。

## 2. 系統連系・電力受給契約のお申込みの際に、ご留意いただきたい事項

### (1) 系統連系・電力受給契約のお申込みについて

当社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」、「発電設備系統連系サービス実施要綱」、「系統アクセス検討基準」または「高圧系統業務指針」、ならびに「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等をご承認のうえ、当社指定の「系統連系申込書」および「電力売電申込書」等、さらに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」といいます。）にもとづくお申込みの場合には「設備認定通知書（写）」※<sup>2</sup>により当社へお申込みいただきます。

なお、再エネ特措法にもとづくお申込みの場合で、ご提出いただく書類が「**条件付認定通知書**」（写）となる場合は、必要に応じて「**再生可能エネルギー発電設備の条件付認定に係る申立書**」（写）をご提出いただきます。

※2 太陽光発電設備を除く再エネ発電設備について、系統連系・電力受給契約のお申込み時に設備認定通知書（写）のご提出ができない場合、該当する事業所窓口にご相談ください。

### (2) 系統連系・電力受給契約のお申込みの解除条件について

再エネ特措法にもとづくお申込みで、次のいずれかに該当する場合は、系統連系・電力受給契約に関するお申込みは撤回するものとし、系統連系・電力受給契約のお申込みにもとづく当社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約をはじめ、系統連系・電力受給契約等のお申込みについて当社によって解除されることに同意していただきます。

- ・再エネ特措法第6条にもとづき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合
- ・再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを当社が判断した場合
- ・当社が算定したお客さまの発電設備の系統連系に必要な費用を当社の定める支払期日までにお支払いいただけない場合
- ・特段の理由がないのに受電開始希望日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合

### (3) その他系統連系のお申込みの取扱いについて

さらに、系統連系のお申込みに関して、当社が以下のとおり取扱うことについてもあわせて同意していただきます。

- ・接続検討の回答が完了した後に、当社が定める「意思表示書」をご提出いただくことにより、お客さまが系統連系のお申込みに係る手続きを進める意思を表明すること
- ・上記意思表示の行為をもって、当社が、お客さまの発電設備の系統連系に係るお申込みの順位とすること

- ・ 接続検討の回答を待たずに系統連系のお申込みを行なっている場合で接続検討の回答内容を受領したにもかかわらず、系統連系のお申込みの受付日から9ヶ月以内に「意思表明書」を提出しないときには、系統連系のお申込みは撤回されたものとみなすこと
- ・ 系統連系のお申込みを撤回した場合、系統連系のお申込み内容の検討に要した費用等を当社にお支払いいただくこと
- ・ 電気需給契約に係る「電気使用申込書」等のご提出がなされるまでは、系統連系のお申込みを当社が受付した場合であっても、再エネ特措法第5条第1項の接続に係る契約の申込みの内容を充足しないとして当社が取扱うこと

### 3. 事業を進められる際にご留意いただきたい事項

#### (1) 系統の空き容量変更に伴う損害等に関する免責

事前相談および接続検討時点での当社からの回答は、将来の連系容量や接続枠等を保証するものではありません。

**接続枠が確定するまでに当社電力系統の空き容量等が変更になった場合、当社は、お客さまおよび第三者の以下のような行為により生じた費用や損害および将来見込まれている利益（電力販売によるものを含む）の減少等について補償しませんので、あらかじめご注意ください。**

- ・ 事業化にあたっての調査、設計、企画、資金調達
- ・ 土地の取得、賃貸借契約、造成、既存設備の除却
- ・ 資機材の発注、売買および請負契約、機器の設置
- ・ 設備認定等の国への申請
- ・ 立地協定の締結、広報 等

#### (2) 指定電気事業者制度にもとづく太陽光発電設備の出力制御へのご協力

当社は、系統連系が確定している太陽光発電設備の設備容量が接続可能量を既に超えている状況となっており、太陽光発電設備については、平成26年12月22日に指定電気事業者<sup>※3</sup>に指定されていることから、**今後受付する太陽光発電設備の系統連系のお申込みは、「当社が願う場合には、360時間を超えてもなお無補償での出力制御にご協力をいただくこと」が系統連系の条件となります。**

※3 接続申込量が接続可能量を超過した場合には、年間360時間の出力制御の上限を超えてもなお無補償の出力制御を前提として、再エネ発電設備の電力系統への連系ができるよう経済産業大臣から指定された一般電気事業者

### (3) 指定電気事業者制度にもとづく風力発電設備の出力制御へのご協力

当社は、平成27年10月末時点で系統連系が確定している風力発電設備の設備容量が180万kW程度で、接続可能量である251万kWには達していないものの、来年度までに接続可能量を超過する可能性があることから、平成27年12月16日に指定電気事業者<sup>※4</sup>に指定されました。

風力発電設備の設備容量が接続可能量251万kWに達するまでは、年間720時間の上限に変更はありませんが、**接続可能量を超過した以降に受付する風力発電設備の系統連系のお申込みは、「当社がお願いする場合には、720時間を超えてもなお無補償での出力制御にご協力をいただくこと」が系統連系の条件となります。**

※4 風力発電設備の接続申込量が接続可能量を超過した場合には、年間720時間の出力制御の上限を超えてもなお無補償の出力制御を前提として、再エネ発電設備の電力系統への連系ができるよう経済産業大臣から指定された一般電気事業者

### (4) 将来的な遠隔出力制御システム導入について

実効的かつきめ細かな出力制御を実現するため、出力制御の対象となる太陽光・風力発電設備に対しては、遠隔出力制御に必要なシステムの導入が求められることになりました。

ただし、遠隔出力制御システムの構築には一定の時間を要するため、当分の間、平成27年1月26日施行再エネ特措法施行規則にもとづき「**当社が出力制御を行うために必要な機器の設置、費用負担、その他必要な措置をお客さまに求める場合には、その求めに応じていただくこと**」を条件に、**当社は系統連系申込みを承諾いたします。**

なお、遠隔出力制御システムの構築前に出力制御が必要となった場合は、電話・電子メール等での指令により出力制御をお願いすることがありますので、あらかじめご留意ください。

## 4. 情報の取扱い

当社から回答する内容は、お申込みいただいたお客さまを対象に回答するものであり、お客さまが当該発電事業を実施するうえで関わりのない第三者へ開示することを禁止します。

以上